

「鴻巣市こども計画」の施策体系									
基本目標	施策の方向	施策・事業 (案)	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課		
		母子の健康支援	8	1	妊婦健康診査	安心、安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査の受診を勧奨します。子宮頸がん健診、HIV抗体検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査の助成券と、基本的な健康診査の助成券を交付し、委託医療機関で実施します。	子育て支援課		
			9	2	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患・う歯の早期発見、適切な保健指導を実施することで、妊婦の歯及び口腔の健康と胎児の健康の保持増進を図ります。	子育て支援課		
			10	3	健康教育の充実	妊婦や保護者などを対象とした各種健康教室（パパ・ママクラス、離乳食教室（初期・中期・後期）、ツイン&リトルキッズクラブ等）を実施します。教室の内容は、参加者のニーズを可能な限り反映させるなどの工夫をし、参加しやすい教室の運営に努めます。	子育て支援課		
			11	4	禁煙・分煙、適正飲酒の啓発	妊娠届出時や、乳幼児健康診査などの機会に妊婦を対象にした禁煙・禁酒に関するリーフレットの配付を行い、知識の一層の普及や情報の提供に努め、禁煙・分煙を働きかけます。	子育て支援課		
			12	5	かかりつけ医の確保の啓発と小児医療体制の充実	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。また、かかりつけ医と専門病院、埼玉県小児医療センターなどの高次医療機関との連携による小児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課		
			13	6	救急医療体制の整備	平日夜間の救急患者のために夜間診療所や医師会が実施している休日当番医制などの初期救急体制の情報を、広報、ホームページ等で提供します。また、中央地区第二次救急医療圏における小児救急医療体制の整備に向けて県や近隣市町と連携を図ります。	健康づくり課		
			14	7	「食育」の推進	栄養相談、各種教室を充実させ、発育・発達過程に応じた食生活の知識・技術の習得、食文化の伝承を促進し、「食」を通じてこどもの「こころ」と「からだ」の健やかな成長を支援します。第3次鴻巣市食育推進計画に基づき、関係機関との連携により、各種食育事業を実施していきます。	健康づくり課		
			新規	8	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び経済的支援を実施します。	子育て支援課		
			36	9	4か月児健康診査 乳幼児健康診査	4か月前後から6か月の乳児を対象に、4か月児・1歳6か月児・3歳児の乳幼児を対象に、健やかな成長のため、健康診査を実施します。また、保護者・乳幼児にとって利便性の高い新たな健康診査会場の確保・整備を進めます。	子育て支援課		
			37	-	1歳6か月児健康診査	1歳6か月から2歳の幼児を対象に、健やかな成長のため、健康診査を実施します。	子育て支援課		
			38	-	3歳児健康診査	3歳6か月前後から4歳の幼児を対象に、健やかな成長のため、健康診査を実施します。	子育て支援課		
			39	10	5歳児健康診査・相談	「集団行動が苦手」等の心配のある年中児を対象に、問診・計測・小児科医による診察、臨床心理士による相談等を行います。	子育て支援課		
			40	11	予防接種の充実	予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行い、接種率の向上、感染症の予防に努めます。	健康づくり課 子育て支援課		
			41	12	栄養指導・相談	4か月児健康診査時では「離乳食のすすめ方」、3歳児健康診査時では「生活リズムの基礎づくりと食育」についての集団指導を実施します。また、健康診査受診時における栄養指導、電話や面接での栄養相談を行い、個別の支援も実施します。	子育て支援課 健康づくり課		
		18	13	育児講座や親子で学ぶ場の充実	児童センターと連携を図りながら、親の学ぶ場、親子で学ぶ場を設け、いろいろな分野の育児講座を充実します。	公民館			
		19	14	子育て支援ネットワークの構築	子育てNPOや子育てサークル、子育て支援を担う関係機関などの相互の情報を共有できるようネットワークを構築・運用します。	こども応援課			
		20	15	子育てグループの支援	子育てサークル等の活動機会や子育て支援事業への参加機会を提供するとともに、相談や指導者として活動する家庭教育アドバイザーの養成講座への参加を促し、子育てサークル等の充実に努めます。	こども応援課			
		21	16	デマンド交通 「ひなちゃんタクシー」 「こうのす乗合タクシー」 (日常生活の移動手段の確保)	妊娠中や、出産後の病院や買い物等におけるドアtoドアの移動手段を確保し、安心して子育てしやすい環境づくりを推進します。また、ひなちゃんタクシーにおいては陣痛時の利用を可能としています。	自治振興課			
				親子の成長と交流の場の支援					

鴻巣市こども計画 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系							
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計 画No	事業名	事業内容	担当課
(1) 妊娠・出産期・乳幼児期における支援	教育・保育施設の充実	児童センター（児童館）こども交流の家の充実と施設整備	65	-	児童センター（児童館）こども交流の家の充実と施設整備	児童に健全な遊び場を提供し、情操を豊かにすることや、世代間の交流の場として児童センターやこども交流の家の事業の充実と児童館の安全な施設のための整備を推進します。	こども応援課
			66	17	児童センター事業の充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。また、こどもが安全かつ快適に過ごせる場とするため、市内児童センターにおいて、防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備等を計画的に進めます。	こども応援課
			67	18	親子で楽しむスポーツ・レクリエーション活動	スポーツフェスティバルをはじめ、家族や親子・高齢者の方まで楽しめる教室や大会、イベントを開催し、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。	スポーツ課
			68	19	託児付き事業の推進	託児ボランティアの協力や保育施設の一時的預かり事業を活用しを得ながら、子育て世代が参加しやすい託児付きの事業を推進します。	こども応援課
		42	20	待機児童ゼロ作戦 保育・幼児教育の場の確保	民間保育園の定員拡大及び認可保育園、認定こども園、地域型保育施設の新設により、定員拡大を図ることを計画的に進め、待機児童解消に努めます。既存の保育施設を有効に活用することや大規模集合住宅開発等により受入枠が不足する場合には新たな保育施設を新設することなどにより、待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消や多様な保育・教育ニーズに対応するため、保育・幼児教育の場の確保を推進します。	保育課	
		43	21	認定こども園の推進	民間幼稚園の認定こども園事業を推進します。	保育課	
		44	22	小規模地域型保育施設の育成	地域型保育施設の保育内容充実のための指導・監督に努めます。	保育課	
		45	23	時間外保育事業	保護者の就労時間や就労形態に対応し、保育所や認定こども園等で行う時間外保育サービスで、11時間の開所時間を超えて保育を行います。	保育課	
		46	24	一時預かり事業（幼稚園・認定こども園）	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、教育時間の前後や長期休業日等に当該幼稚園や認定こども園で保育を行います。	保育課	
		47	25	一時預かり事業（保育所等）	一時的に家庭での保育が困難となった児童を対象に、一時的に預かる事業を保育所等で行います。	保育課	
		48	26	保育内容の充実	異年齢での遊びを通し、個々の権利の尊重と義務の履行を習得させるとともに、豊かな心を育てます。	保育課	
		49	27	保育士等の資質の向上	県や市などが主催する研修に積極的に参加し、保育士等の資質の向上を図ります。	保育課	
		50	28	保育施設等の施設整備・安全管理	こどもを安心して預けられ、安全に過ごせる場とするため、保育施設等の防犯対策機能の強化、空調・照明の整備、園庭の整備等を進めます。また、日常的な目視確認や定期保守点検などにより、非常用設備をはじめ施設全体の安全管理に努めます。	保育課	
		51	29	幼稚園・保育所等の地域開放	園庭開放を実施することで、地域に開かれた幼稚園・保育所等の環境づくりを進めます。	保育課	
		52	30	幼稚園・保育所等の支援	私立幼稚園・私立保育所・認定こども園・地域型保育施設の運営に対し、財政面での補助を実施します。	保育課	
		53	31	幼稚園・保育所等と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園、保育所等と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	保育課	
		新規	32	こども誰でも通園制度	保護者の就労等の理由を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位でこどもを保育所等の施設で預かり、ることで、すべての子育て家庭に対して支援を行います。	保育課	
		新規	33	保育ステーションの実施	駅前の保育ステーションにて、朝、保護者からお子さまをお預かりし、在籍する保育施設へ送迎します。日中は在籍する保育施設で過ごし、夕方、再び駅前の保育ステーションに戻って保育を行い、保護者にお子さまを引き渡します。	保育課	
		新規	34	保育人材確保事業	保育受入枠の拡充を図るとともに、こどもを安心して育てることができ環境整備を行うため、必要となる保育人材の確保に向けた取り組みを推進します。	保育課	
					58	35	病児・病後児保育事業

「鴻巣市こども計画」の施策体系									
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計 画No	事業名	事業内容	担当課		
ライフ ステ ージ 別 の 重 要 事 項	地域における子育て支援体制の充実		59	36	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい方（協力会員）と援助を受けたい方（依頼会員）のを会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援します。	子育て支援課		
			60	37	ショートステイ事業 子育て短期支援事業	保護者の入院や通院、出張仕事や冠婚葬祭などにより、家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合に、市と契約した児童福祉施設でこどもを預かることで、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課		
			61		トワイライトステイ事業	保護者が仕事等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、市と契約した児童福祉施設で短時間こどもを預かりすることで、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課		
			62	38	ブックスタート事業	乳児と保護者を対象に、親と子のふれあいやコミュニケーションのひとつとして絵本を提供し、絵本の読み聞かせを通じて親子の交流を深めるとともに、健やかな成長を促します。	子育て支援課		
			63	39	赤ちゃんのためのおはなし会	図書館内で赤ちゃん向けのおはなし会を実施することにより図書館の絵本や育児書等の活用を促進します。また、親子の交流を図ることにより子育て支援の充実を図ります。	生涯学習課		
			64	40	家族ふれあい事業	親子で楽しめるイベントなどを開催し、家族のふれあいが増すように支援します。	こども応援課		
		1 ライフ ステージを通して 切れ目のないこ ども・若者の育 ちを支援します	相談体制の充実		1	41	利用者支援事業	保育コンシェルジュ、地域子育て支援拠点、こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課
					6	42	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや子育てサロンを子育て支援の拠点として、子育て情報の提供や親子が気軽に集い、交流・相談できる場を提供します。また、出張ひろばとして、通常の子育て支援拠点以外の場所に出張し、親子が集う場所を提供します。	こども応援課
					7		妊婦相談・訪問指導	妊婦を対象に、母子健康手帳交付時に面接などで得た情報を活かして適切な相談を実施し、周産期死亡の低減や妊娠・子育て不安の軽減に努めます。また、必要に応じて保健師・管理栄養士などが訪問し、助言、指導を行います。	子育て支援課
					23	43	産後ケア事業	産後支援を必要とする産婦及び乳児を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるように、支援を行います。	子育て支援課
	24					新生児訪問指導	生後1か月前後の乳児、産婦を対象に、出生連絡票や電話等により相談・訪問指導を希望される場合、助産師や保健師が訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの育児に関する相談・指導を行います。	子育て支援課	
	25				44	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後1か月前後の乳児、産婦を対象に、出生連絡票や電話等により相談・訪問指導を希望される場合、助産師や保健師が訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの育児に関する相談・指導を行います。また、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境の把握、養育についての相談・助言等の支援を行います。	子育て支援課	
	26				45	養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業）	保護者の養育や出産後の養育等の支援を必要とする家庭に訪問し、養育に関する指導・助言等の支援を行います。	子育て支援課	
	新規				46	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行います。	子育て支援課	
	27				47	乳幼児相談	育児相談や栄養相談等を希望する乳幼児の保護者を対象に、相談を随時行います。 健康診査後の経過観察等で必要な乳児と保護者を対象に、発育・発達状況を確認し、保健師・管理栄養士などによる相談を実施しています。	子育て支援課	
	28					10か月児相談	生後10か月前後の乳児をもつ希望者、4か月健康診査後の経過観察等で必要な乳児と保護者を対象に、保健師、管理栄養士等が発育・発達の確認や、育児・栄養指導を行います。	子育て支援課	
	29		2歳児相談	2歳代の幼児をもつ希望者、1歳6か月健康診査後の経過観察等で必要な乳児と保護者を対象に、保健師、管理栄養士等が発育・発達の確認や、育児・栄養指導を行います。	子育て支援課				

「鴻巣市こども計画」の施策体系								
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課	
			30	48	育児相談	市内27か所の保育所、認定こども園、幼稚園等で実施している育児相談について、広報などで周知を図るとともに、相談事業の充実を図ります。	保育課	
			31		のびのび乳幼児相談	健康診査後の経過観察等で必要な乳児と保護者を対象に、発育・発達状況を確認し、保健師・管理栄養士などによる相談を実施しています。	子育て支援課	
			32	49	こどものこころの相談	発達が気になる幼児を対象に、臨床心理士による専門的な相談を行います。	子育て支援課	
			33	50	親子支援教室事業	発達等で継続した指導が必要な幼児、育児不安が強い保護者を対象に、保育士、保健師、臨床心理士が親子遊びを通じて集団指導を行います。	子育て支援課	
			34	51	幼児教育相談	家庭をとりまく環境が変化するなか、幼稚園・保育所、小学校など関係機関との連携のもとに幼児の特性や発達段階に応じた教育相談の充実をめめます。	学校支援課	
			35	52	主任児童委員等の取組	家庭の意向を把握しながら、民生委員・児童委員と主任児童委員による子育て支援を進めます。	福祉課	
			新規	53	こども家庭センター「ここの巣」	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するさまざまな課題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑化、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及びこどもへの面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。また、公共施設において、プライバシー保護に配慮した相談スペースの確保を推進します。	子育て支援課	
			新規	再掲	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	子育て支援課	
			再掲	再掲	幼稚園・保育所等と小学校の連携	就学前教育と学校教育の一貫性を確保するために、幼稚園、保育所等と小学校の交流・情報交換の場づくりに努めます。	学校支援課	
			77	54	学習指導の充実	主体的、創造的な学習活動を工夫し、児童生徒一人ひとりの長所や可能性が伸ばせるよう、指導計画、学習過程、指導体制、指導方法などの工夫改善を図り、学ぶ喜びを味わえることのできる学習指導に努めます。	学校支援課	
	78	55	学校教育を通じた指導の充実	小学校の「家庭」、中学校の「技術・家庭」における実践的・体験的な学習を通して、男女が協力する家庭の在り方や家族の人間関係、子育ての意義などの指導を充実します。	学校支援課			
	79	56	生徒指導・特別活動 または 児童生徒の自主的・実践的な活動の促進	児童会、生徒会を中心として「あいさつ運動」や「校内美化活動」を展開するなど、児童生徒の自主的・実践的な活動を通して、よりよい人間関係を形成しようとする態度の育成に努めます。	学校支援課			
	81	57	不登校児童生徒への支援	適応指導教室、訪問型支援など、総合的な不登校対策の充実を図るなど、増加傾向にある不登校児童生徒およびその保護者に対する支援に努めます。	学校支援課			
	新規	58	県外私立高等学校等入学金補助金	保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図ります。	学務課			
	新規	59	奨学資金貸与制度	経済的な理由で高等学校又は大学等へ就学が困難な者に対し、奨学資金を貸与します。	学務課			
	新規	60	入学準備金貸与制度	高等学校又は大学等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して貸与します。	学務課			
	新規	61	体罰や不適切な指導の防止	人事評価システムを活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組むとともに、学校における働き方改革を推進します。	学務課			
	(2) 学齢期における支援		豊かな心と体づくり	75	62	喫煙・薬物乱用防止の啓発	小・中学校に出向き、喫煙・薬物乱用の防止についての思春期防煙・薬物乱用防止教室を開催します。	健康づくり課
				76	63	自殺対策事業小・中学校における「いのちの授業」	小・中学生を対象に、自身のこころの健康や命の大切さについて振り返り、悩んだときに周囲のSOSを発信することや、周囲に悩みを抱えている人に気づき、声をかけることが大切であることを学ぶ場として、「いのちの授業」を開催します。	健康づくり課
				80	64	心の教育	男女平等、善悪の判断、いじめ防止などの心の教育、道徳教育の一層の充実を図ります。	学校支援課
73				65	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課	
74				66	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課	

鴻巣市こども計画 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系									
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課		
第4章		児童生徒の安全確保	97	67	青少年子育てふれあい体験	中学生を対象に、子育てやこどもとふれあえる場の提供に努めます。	こども応援課		
			98	68	中学生社会体験チャレンジ	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、保育体験、農業体験、職場見学、ものづくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課		
			99	69	中高生の出番づくり	児童センターや放課後児童クラブなどに、中高生のボランティアを受け入れ、こどもとふれあえる場を提供し、出番づくりに努めます。	こども応援課		
			再掲	再掲	かかりつけ医の確保の啓発と小児医療体制の充実	健康管理のために、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。また、かかりつけ医と専門病院、埼玉県小児医療センターなどの高次医療機関との連携による小児医療体制の充実に努めます。	健康づくり課		
			再掲	再掲	救急医療体制の整備	平日夜間の救急患者のために夜間診療所や医師会が実施している休日当番医制などの初期救急体制の情報を、広報、ホームページ等で提供します。また、中央地区第二次救急医療圏における小児救急医療体制の整備に向けて県や近隣市町と連携を図ります。	健康づくり課		
			92	70	デジタル・シティズンシップ教育の推進	デジタル・シティズンシップ教育を各小・中学校にて推進し、パソコンやスマートフォン、SNS等の適切な使い方等についての学びを充実させます。	学校支援課		
			103	71	こども110番の家の拡充	こども110番の家に加えて、こどもがいつでも助けを求められる所として、こども110番の店、ガソリンスタンドかけこみ110番など、コンビニエンスストアや町工場などの登録も検討します。	生涯学習課 学校支援課		
			104	72	スクールガード（学校安全ボランティア）の導入	学校や警察と連携し、地域やこども達の安全安心のためにスクールガード（学校安全ボランティア）を導入し、生徒・児童の非行防止や安全確保に努めます。	学校支援課		
			105	73	地域でこどもを守る体制づくり	自主防犯パトロールグループ、地域防犯推進委員、自治会長等を中心に、広く市民を対象とした講習会を開催し、登下校時の見守り、住民パトロールなど、地域でこどもを守る体制づくりを支援します。	自治振興課		
			106	74	有害環境の浄化	性を対象とした有害図書・がん具の販売や、性を売り物にした営業などの有害環境の浄化、暴力や性を対象とする有害情報の排除を進めます。	こども応援課		
			107	75	性教育・学習の充実	家庭・学校・地域が連携し、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、性や暴力を扱う有害なメディアに流されないよう青少年の情報活用能力の向上を促進します。	学校支援課		
			108	76	青少年健全育成市民会議活動	青少年の健全育成活動の中心である市民会議が行う非行防止パトロール活動を効果的に実施します。	こども応援課		
			(3) 青年期における支援	高等教育、就労支援	新規	再掲	県外私立高等学校等入学金補助金	保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図ります。	学務課
					新規	再掲	奨学資金貸与制度	経済的な理由で高等学校又は大学等へ就学が困難な者に対し、奨学資金を貸与します。	学務課
		新規			再掲	入学準備金貸与制度	高等学校又は大学等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対して貸与します。	学務課	
		新規			77	ジョブサポートこうのす	ハローワークによる職業相談・職業紹介、パソコンを使った求人情報の検索だけでなく、内職事業所の紹介・斡旋や年代別の就職支援セミナー、面接会を開催し、幅広い世代の就労促進を図ります。	商工観光課	
		新規			78	若者向け就職支援セミナー	ハローワークと連携し、44歳以下の求職者を対象に、就職活動の基礎知識を身に付けるための就職支援セミナーを年に2回開催し、就労の促進を図ります。	商工観光課	
				出会いや結婚の支援	新規	79	結婚支援事業	本市に転入し、又は市内で転居した低所得者の世帯の婚姻に伴う新生活の費用を支援することにより、地域における少子化対策を図ります。	やさしさ支援課
		(1) こども・若者の権利の保障	こどもの権利の保障	こどもの権利を大切にす意識の向上	22	80	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課
					新規	81	鴻巣市こどもの権利条例の普及啓発	こどもの権利が守られる社会を目指し、広く市民に対し、こどもの権利について普及啓発を行います。	こども応援課
				こどもの意見表明の機会の確保	新規	82	社会参画や意見表明の機会の充実	こどもに関する取組等に対し、対面やオンライン等の様々な手法で、こども自身が意見を言える機会を設けるよう努めます。	こども応援課
					新規	83	多様な声を施策に反映させる工夫	困難な状況に置かれているこどもも含め、聴取した意見について、施策への反映を検討するとともに、検討結果等をフィードバックする仕組みを構築します。	こども応援課
		新規	84	社会参画・意見反映を支える人材の育成	安全・安心な場をつくりこどもが意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターの養成講座の受講等により資質向上を図ります。	こども応援課			

鴻巣市こども計画 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系							
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計 画No	事業名	事業内容	担当課
2 こども・若者の人権と最善の利益が尊重される環境をつくれます	(2) 多様な居場所・活動機会の確保	こどもの居場所づくり	85	85	こども食堂ネットワークの構築 こどもの居場所ネットワークの構築	「こども食堂・学習支援・フリースクールなどの運営団体（NPO法人やボランティア団体等）」と関係機関や支援団体などが、相互の情報を共有できるようなネットワークを構築・運用します。	こども応援課
			86	86	放課後児童クラブ事業	授業終了後児童施設や学校の教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を設け、健全な育成を図ります。また、こどもが安全・安心に過ごせる場を提供するため、放課後児童クラブの防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備などを行い、充実した環境を作ります。	こども応援課
			87	87	放課後児童支援員の研修	放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の資質の向上のため、支援員研修会への参加を促進します。	こども応援課
			88	88	放課後子ども教室の推進	放課後等にこどもたちの安全安心な居場所を設け、様々な体験活動や、異年齢のこどもたちとの交流・地域の指導者との交流活動を通して、心豊かなこどもの育成を図ります。	こども応援課
			再掲	再掲	児童センター事業の充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。また、こどもが安全かつ快適に過ごせる場とするため、市内児童センターにおいて、防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備等を計画的に進めます。	こども応援課
		89	89	セカンドブック事業	小学1年生を対象に本を配布し、親子で本に親しむ機会や、こどもたち自身が本に出会う機会を提供し、読書に対する意欲や関心の向上に努めます。	生涯学習課	
		90	90	P T A 連合会活動の促進	P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのために地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課	
		91	91	青少年の地域活動の促進	青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	こども応援課	
		93	92	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課	
		94	93	こどもにかかわる地域活動の支援	スポーツ少年団をはじめ、スポーツ、レクリエーション団体の活動を支援します。	スポーツ課	
	95	94	こどものボランティア体験	こどもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課		
	96	95	自然体験	馬室キャンプ場体験広場などを活用したキャンプ体験、池での親子魚釣り大会など、自然にふれる体験の提供に努めます。また、こども・若者が馬室キャンプ体験広場を安全に利用するため、防犯対策強化、照明・トイレの整備等を検討します。	こども応援課		
	再掲	再掲	青少年子育てふれあい体験	中学生を対象に、子育てやこどもとふれあえる場の提供に努めます。	こども応援課		
	100	96	高齢者とのかかわり	地域での世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブや小・中学校での高齢者との交流を充実します。また、高齢者の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援課		
	101	97	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課		
	102	98	健全育成指導者の育成	こどもの健全な育成を図るため、青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	こども応援課		
	(3) 児童虐待防止対策の充実	児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援	109	再掲	こども家庭センター「ここの巣」	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するさまざまな課題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑化、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及びこどもへの面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。また、公共施設において、プライバシー保護に配慮した相談スペースの確保を推進します。	子育て支援課
			110	99	相談体制、要保護児童対策地域協議会の充実	プライバシーが確保され安心して通告・相談ができる体制を整え、地域協議会の関係機関（児童相談所、福祉、保健医療、教育、警察、消防等）で、こどもやその家庭に対し、適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行い適切な対応をしていきます。	子育て支援課
			111	100	虐待通告の広報	児童虐待を未然に防ぐためには、周囲の人がいち早くその兆候に気づき通告することが重要であることから、広く住民の協力を得るため、ポスターの掲示、リーフレットの配布等の広報活動をしていきます。	子育て支援課
			112	101	乳幼児健康診査時等の育児をとりまく状況確認	各健康診査時や受診されなかった方への受診勧奨や家庭訪問を行い、こどもと保護者の状況を確認し、虐待の早期発見や防止に努めます。	子育て支援課

鴻巣市こども計画 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系								
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課	
ライフステージを通じた重要事項			113	102	医療機関との連携強化 妊娠期からの虐待予防強化	医療機関と連携し、虐待の発見・防止に努めます。 医療機関と連携し、妊娠、出産、育児器に養育支援を必要とする家庭を積極的に把握し、訪問支援等を行うことにより育児不安等の軽減や孤立の防止を図ります。	子育て支援課	
			114	103	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれない子どもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課	
			115	104	児童の保護	児童相談所、警察と連携し子どもの生命の確保のため、立ち入り調査や一時保護等の措置を迅速かつ確実に行っていきます。	子育て支援課	
			再掲	再掲	自殺対策事業小・中学校における「いのちの授業」	小・中学生を対象に、自身のこころの健康や命の大切さについて振り返り、悩んだときに周囲のSOSを発信することや、周囲に悩みを抱えている人に気づき、声をかけることが大切であることを学ぶ場として、「いのちの授業」を開催します。	健康づくり課	
			82	105	就学援助費支給事業	経済的理由により、 <b>就学困難と認められる</b> 児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	学務課	
			新規	106	特別支援教育就学奨励費支給事業	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の <b>経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じ、就学に係る費用の一部を補助</b> します。	学務課	
			83	107	交通遺児支援事業	交通事故により死亡若しくは重度障がいとなった者に養育され、小・中学校及び高等学校に通う交通遺児に対して奨学金を支給します。また、日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援助金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。	自治振興課	
			84	108	こどもの学習・生活支援	生活保護、生活困窮世帯の中高生または、児童扶養手当（全額支給停止を除く）を支給しているなどの世帯の中高生の <b>こども</b> に対して、学習支援や居場所の提供を行い、こどもの進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。	福祉課 子育て支援課	
			再掲	再掲	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課	
	再掲	再掲	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課			
	教育の支援の充実			再掲	再掲	児童センター事業の充実	こどもの居場所として、健全な遊び場を提供するとともに様々な楽しい事業を実施し、こどもの参加を促進するための情報提供を図ります。 <b>また、こどもが安全かつ快適に過ごせる場とするため、市内児童センターにおいて、防犯対策強化、空調・照明の整備、トイレ整備等を計画的に進めます。</b>	こども応援課
				再掲	再掲	こども食堂ネットワークの構築 こどもの居場所ネットワークの構築	「こども食堂・学習支援・フリースクールなどの運営団体（NPO法人やボランティア団体等）」と関係機関や支援団体などが、相互の情報を共有できるようネットワークを構築・運用します。	こども応援課
				再掲	再掲	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課
				再掲	再掲	中学生社会体験チャレンジ	中学生社会体験チャレンジ事業の推進など、保育体験、農業体験、職場見学、ものづくりなど、市内の産業にふれる職業体験を充実します。	学校支援課
				再掲	再掲	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課
				再掲	再掲	利用者支援事業	保育コンシェルジュ、 <b>地域子育て支援拠点、こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業等</b> において、教育・保育施設や地域の <b>子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。</b>	子育て支援課 保育課 こども応援課
				再掲	再掲	妊婦健康診査	安心、安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査の受診を勧奨します。子宮頸がん健診、HIV抗体検査、HTLV-Ⅰ抗体検査、性器クラミジア検査の <b>助成券と、基本的な健康診査の助成券</b> を交付し、委託医療機関で実施します。	子育て支援課
				再掲	再掲	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患・う歯の早期発見、適切な保健指導を実施することで、妊婦の歯及び口腔の健康と胎児の健康の保持増進を図ります。	子育て支援課
				再掲	再掲	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課
	(1) こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援			再掲	再掲	利用者支援事業	保育コンシェルジュ、 <b>地域子育て支援拠点、こども家庭センター、妊婦等包括相談支援事業等</b> において、教育・保育施設や地域の <b>子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。</b>	子育て支援課 保育課 こども応援課
				再掲	再掲	妊婦健康診査	安心、安全な出産を迎えるため、妊娠中の定期的な健康診査の受診を勧奨します。子宮頸がん健診、HIV抗体検査、HTLV-Ⅰ抗体検査、性器クラミジア検査の <b>助成券と、基本的な健康診査の助成券</b> を交付し、委託医療機関で実施します。	子育て支援課
				再掲	再掲	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に歯科健診を実施し、歯周疾患・う歯の早期発見、適切な保健指導を実施することで、妊婦の歯及び口腔の健康と胎児の健康の保持増進を図ります。	子育て支援課
				再掲	再掲	こどもの人権尊重についての啓発活動	「児童の権利に関する条約」をはじめ、こどもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、講演会の開催など、あらゆる媒体・機会をとらえ啓発活動を行います。	やさしさ支援課

鴻巣市こども計画 施策体系 (案)

「鴻巣市こども計画」の施策体系									
基本目標	施策の方向	施策・事業 (案)	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課		
3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します	生活の安定に向けた支援の充実		再掲	再掲	里親制度の啓発	児童相談所と連携し、家庭に恵まれないこどもを温かな生活環境で養育する里親制度の普及啓発を促進します。	子育て支援課		
			再掲	再掲	こども家庭センター「ここの巣」	家庭における適切なこどもの養育と、養育に関連して発生するさまざまな課題の解決を図るため専門的に相談、指導を行います。また、複雑化、多様化した相談に対しては、関係機関と連携協力し家庭及びこどもへの面談や訪問等を行うなど支援体制の充実を図ります。また、公共施設において、プライバシー保護に配慮した相談スペースの確保を推進します。	子育て支援課		
			再掲	再掲	妊婦等包括相談支援事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び経済的支援を実施します。	子育て支援課		
			116	109	自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図るとともに、県と連携し、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいきます。	子育て支援課		
			117	110	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、 <b>高等職業訓練促進給付金</b> を支給します。	子育て支援課		
			118	111	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し医療費を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課		
			119	112	児童扶養手当支給事業	<b>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。</b>	子育て支援課		
			新規	113	妊婦のための支援給付	<b>妊娠期から切れ目ない支援を行う観点から、経済的支援を実施します。</b>	子育て支援課		
			128	114	特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当制度の普及・啓発に努めるとともに、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課		
			(2) 障がいのあるこども・若者の支援	支援体制等の充実		120	115	障がい児相談支援事業	支援サービスや利用可能な事業所、施設の紹介、情報の提供や、発達に関する相談を受けるとともに、利用の調整・利用申請の支援などの充実に努めます。
	121	116				地域生活支援事業	相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業など地域の実情に応じた事業の推進に努めます。	障がい福祉課	
	126	117				自立支援給付 通所給付	障害者総合支援法に基づき、児童の居宅介護（ホームヘルプサービス）、児童短期入所（ショートステイ）、行動支援などに対する介護給付費を支給します。児童福祉法に基づき通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）に対する通所給付費を支給します。	障がい福祉課	
	127	118				重度心身障害児医療費助成事業	重度心身障害児医療費の自己負担額を助成し、家庭の経済的負担を軽減します。	障がい福祉課	
	再掲	再掲				特別児童扶養手当支給事業	特別児童扶養手当制度の普及・啓発に努めるとともに、特別児童扶養手当を支給します。	障がい福祉課	
	再掲	再掲				特別支援教育就学奨励費支給事業	<b>特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況等に応じ、就学に係る費用の一部を補助します。</b>	学務課	
	こどもの発達支援の充実				122	119	障がい児保育	保育士の加配や保育内容・技術の研修に努めながら、障がい児保育の充実を図ります。	保育課
					123	120	特別支援教育	障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ学校づくりを目指して、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切に対応を図ります。発達障がいなど特別な支援を必要とするこどもの教育のあり方を研究し、適切な対応に努めます。	学校支援課
					124	121	障がいをもつこどもたちの通園施設「 <del>つつみ</del> 学園」	在宅の障がいのある幼児の自活に必要な生活指導や基礎的な訓練、知識の習得などへの指導体制の充実を図ります。また、重度の障がいのある幼児にも対応した指導体制、年齢・障がい区分にとらわれない利用、退所児のフォローアップ体制の整備など、療育機能を充実します。	保育課
					125	122	こどもデイサービスセンター事業	心身の発達に遅れがあると思われる児童に基本的な生活習慣を身につけることや社会生活への適応性を高めるために必要な療育や指導・訓練・養育相談の充実を図るとともに特別支援学校及び支援学級に通う児童が安心して過ごせる居場所を提供します。	保育課
	(3) 困難な状況にあるこども・若者に対する支援	青少年の相談支援		再掲	再掲	こども相談体制の整備	学校・地域において、こどもが心身の悩みや不安について相談できる窓口を整備するとともに、いつでも利用できるよう情報提供に努めます。	学校支援課	
				再掲	再掲	教育相談室の充実	いじめ、不登校、進路、学校・家庭生活などに対応するため相談体制の整備・充実を図るとともに、相談室の広報・周知に努め、利用を促進します。	学校支援課	
				新規	123	ひきこもり相談窓口	<b>家族または本人を対象に、ひきこもりやこころに関する全般的な相談に対し、電話及び来所による相談を保健師や臨床心理士が伺います。</b>	健康づくり課	

「鴻巣市こども計画」の施策体系							
基本目標	施策の方向	施策・事業 (案)	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課
子育て当事者への支援に関する 3 安心して子育てができる環境を確保します	(1) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減	ヤングケアラー対策	新規	124	こども家庭センター「ここの巣」	こども家庭センターの設置に伴い、教育機関や重層的支援体制と連携・協力をしながらヤングケアラーの相談、支援に取り組みます。	子育て支援課 福祉課
		子育て世帯の経済的支援	15	125	ここのとり助成金事業	不妊検査や不育症検査を受けた方に検査費の一部を助成します。	子育て支援課
			16	126	ここのとり出産祝金支給事業	鴻巣市で生まれたこどもを対象に、商工会発行のお買い物券(1万円分)を支給します。	子育て支援課
			17	127	「パパ・ママ応援ショップ」の利用啓発	高校3年生18歳未満のこどもがいる、または妊娠中の方がいる世帯を対象に、埼玉県が実施する子育て家庭優待制度「パパ・ママ応援ショップ」の周知や利用の啓発を図ります。	こども応援課
			54	128	未熟児養育医療給付事業	満1歳未満の未熟児で、医師が医療を必要と認め指定養育医療機関に入院が必要な場合に、医療費の一部を給付します。	子育て支援課
			55	129	こどもの医療費支給事業	保護者の経済的負担を軽減及びこどもたちの保健の向上と福祉の増進を図るためこどもの医療費を支給します。(入院・通院も18歳年度末まで対象)	子育て支援課
			56	130	児童手当支給事業	児童手当制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、児童手当を支給します。	子育て支援課
			57	131	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもの利用料が無償化となり、保護者の負担を軽減します。	保育課
			新規	132	出産育児一時金	分娩時に鴻巣市国民健康保険に加入している被保険者に、出産育児一時金が支給されます。	国保年金課
			新規	133	産前産後期間の国民健康保険税の免除制度	出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方は、出産(予定)日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合、出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間)の国民健康保険税の所得割額と均等割額が免除されます。	国保年金課
			新規	134	産前産後期間の国民年金保険料の免除制度	出産予定または出産した国民年金第1号被保険者の方は、出産(予定)日の属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合、出産(予定)日の属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。	国保年金課
			新規	再掲	妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、経済的支援を実施します。	子育て支援課
			新規	135	早期不妊検査費及び不育症検査費助成金	検査、治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減と少子化対策を図ります。	子育て支援課
			新規	136	小児慢性特定疾病児見舞金支給事業	小児慢性特定疾病のある児童(18歳未満)が小児慢性特定疾病手術を受けたときに、その保護者又は本人に対して見舞金を支給します。	障がい福祉課
		就学・進学への支援	再掲	再掲	就学援助費支給事業	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に係る費用の全部又は一部を援助します。	学務課
			再掲	再掲	交通遺児支援事業	交通事故により死亡若しくは重度障がいとなった者に養育され、小・中学校及び高等学校に通う交通遺児に対して奨学金を支給します。また、日本学生支援機構の奨学金、交通遺児の援護金など、就学を支援する制度の周知を図り、活用を促進します。	自治振興課
			再掲	再掲	こどもの学習・生活支援	生活保護、生活困窮世帯の中高生または、児童扶養手当(全額支給停止を除く)を支給しているなどの世帯の中高生のこどもに対して、学習支援や居場所の提供を行い、こどもの進学や将来における安定就労につなげ、貧困の連鎖を防止します。	福祉課 子育て支援課
			新規	再掲	県外私立高等学校等入学金補助金	保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の修学促進を図ります。	学務課
		地域コミュニティ活動の推進	再掲	再掲	高齢者とのかかわり	地域での世代間交流を促進するとともに、放課後児童クラブや小・中学校での高齢者との交流を充実します。また、高齢者の様々な体験や経験を各教科の指導に活かす工夫を図ります。	学校支援課
			再掲	再掲	P T A 連合会活動の促進	P T A 連合会活動を通して、保護者の交流を図るとともに、子育てのために地域づくりの充実を図ります。	生涯学習課
			再掲	再掲	青少年の地域活動の促進	青少年関係団体の育成、ジュニアリーダーの養成に努めるとともに、活動を支援します。	こども応援課
			再掲	再掲	こども会活動	企画・準備の段階からこども主体の取組を進め、こども会活動を通じて同年齢・異年齢のこどもの交流を促進します。	こども応援課
			再掲	再掲	こどもにかかわる地域活動の支援	スポーツ少年団をはじめ、スポーツ、レクリエーション団体の活動を支援します。	スポーツ課
			再掲	再掲	こどものボランティア体験	こどもたちがボランティア活動を体験できるよう、情報の提供、体験講座などを開催します。	福祉課
			再掲	再掲	青少年相談員活動	青少年の相談相手として、助言指導を行い、青少年の健全な成長を促す相談員の活動を支援します。	こども応援課

鴻巣市こども計画 施策体系（案）

「鴻巣市こども計画」の施策体系							
基本目標	施策の方向	施策・事業（案）	第2期 No	こども計画No	事業名	事業内容	担当課
重要事項	(2) 地域における子育て支援の充実	安心・安全な環境づくり	再掲	再掲	健全育成指導者の育成	こどもの健全な育成を図るため、青少年団体の活動を充実するとともに、健全育成指導者の育成や資質の向上を図ります。	こども応援課
			69	137	「赤ちゃんの駅」・「キッズスペース」・「ベビーカーマーク」の推進	乳児等を連れて外出しやすい環境づくりのため、公共施設に授乳やおむつ交換等ができるスペース及びこどもが遊んだり、休憩したりできるキッズスペースの確保・整備を推進します。また、公共施設の特性に応じ、幼児用トイレの整備を推進します。特に、新たに整備予定の「道の駅」においては、赤ちゃんの駅・キッズスペース・幼児用トイレの設置を予定しています。さらに、ベビーカーの利用しやすい環境づくりのため、ベビーカー使用者や周囲の方がお互いに配慮や理解が得られるよう啓発するとともに、公共施設にベビーカーマークを表示します。	こども応援課
			70	138	ベビーカーマークの推進	ベビーカーの利用しやすい環境づくりのため、ベビーカー使用者や周囲の方がお互いに配慮や理解が得られるよう啓発するとともに、公共施設へベビーカーマークを表示します。	こども応援課
			71	139	身近な公園づくり	こどもたちや親子連れなどが、安心・安全で快適に利用できるような、インクルーシブ遊具の設置を含む公園整備を行うとともに、樹木の保全や遊具等公園施設の適切な維持管理に努めます。	都市計画課
			72		<del>一定住促進事業</del>	<del>子育て中の子世帯及びその親世帯の同居等を促進するため、住宅の取得に係る費用の一部を補助することにより、親子間の子育てや介護などの支え合いが可能な住環境の形成を目指します。（三世帯住宅取得補助金）</del>	<del>総合政策課</del>
	(3) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立支援	再掲	再掲	自立支援の相談、各種制度の情報提供の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため相談体制の充実やひとり親家庭として利用できる制度の周知を図るとともに、県と連携し、就業に関する相談、雇用情報の提供など就労支援に取り組んでいきます。	子育て支援課
			再掲	再掲	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の自立促進のため、各養成講座の受講や資格取得のための支援として自立支援教育訓練給付金、 <b>高等職業訓練促進給付金</b> を支給します。	子育て支援課
			再掲	再掲	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し医療費を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減します。	子育て支援課
			再掲	再掲	児童扶養手当支給事業	<b>ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として児童扶養手当を支給します。</b>	子育て支援課
	(4) 子育て情報提供体制の充実	子育て情報提供の充実	再掲	再掲	利用者支援 <b>事業</b>	保育コンシェルジュ、 <b>地域子育て支援拠点</b> 、 <b>こども家庭センター</b> 、 <b>妊婦等包括相談支援事業等</b> において、 <del>教育</del> 保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。	子育て支援課 保育課 こども応援課
			2	140	「子育て支援ガイドブック」の作成・配付	子育て家庭に対する情報提供のため、子育て支援制度やこどもの遊び場など様々な情報を掲載した「子育て支援ガイドブック」を作成・配付します。	こども応援課
			3	141	市ホームページを活用した情報の発信	子育てに関する行政サービスの最新情報を利用者に分かりやすく提供するため、 <b>ホームページ等でこども・子育て支援情報を集約し</b> 、最新情報への更新を遅滞なく行います。	こども応援課
			4	142	子育て支援アプリを活用した子育て情報の配信	アプリ配信により、子育てに関する行政サービスの最新情報を提供します。ホームページや子育て支援ガイドブックにより、子育て支援アプリの周知に努めるとともに、最新情報への更新を遅滞なく行います。	こども応援課
			5	143	母子健康手帳の交付	交付時に事業・制度の紹介に努め、活用の促進を図ります。また、面接やアンケートなどを実施しハイリスク妊婦の把握に努めます。交付時全員に、面接が行える体制を整えるように努めます。	子育て支援課

## 鴻巣市こどもの権利条例（案）の概要

鴻巣市は、豊かな自然環境と深い歴史を有し、「ひな人形と花のまち」として親しまれるとともに、地域住民が協力して築き上げてきた温かい社会が根付いた埼玉県の“まんなか”に位置するまちです。荒川の清流や広大な田園風景、四季折々の美しい風景は、市民の生活の中に息づき、子どもたちにとっても大切な学びの場となっています。また、鴻巣市は「コウノトリの里づくり」に取り組み、絶滅危惧種であるコウノトリの保護・再生を目指し、自然環境の保全と共生による持続可能なまちづくりを進めています。

鴻巣市は、子どもたちに未来の環境を守るために必要な知識や価値観を育む責任を負うとともに、子ども・子育て支援に関する取組の充実により、子どもたちが健やかに成長し、自己を尊重される“こどもまんなか”の社会を築くことに全力を尽くします。

鴻巣市は、すべてのこどもがこのような自然と共に成長し、心豊かに育むことができる社会を創り上げるために、子どもたちの権利を守り、尊重することを誓い、子どもたちのやりたいことを地域全体で応援する機運を醸成します。

子どもたちは、自分の意見を表明し、自由に学び、遊び、自己を発見し、成長する権利を持っています。そして、その権利は、年齢、性別、背景に関わらず平等に保障されるべきです。

すべてのこどもが、安全で愛され、支え合う環境の中でその権利を享受し、夢を持って自由に羽ばたける未来を創造するために、家族、地域、学校、行政が一丸となって取り組んでいきます。

鴻巣市はこどもまんなか社会の実現を目指し、子どもたちが誇りを持って成長し、次の世代へと地域の豊かな自然と文化を引き継いでいくことを心から願うとともに、こどもの権利を保障することを目的として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、本条例を制定します。

## 基本的な考え方

### 【目的】

この条例は、こどもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、こどもの権利に対する理解を深め、かつ、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

### 【定義】

- (1) こども 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期及び青年期のもので、心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している個人若しくは団体をいう。
- (4) 施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っているこどもをいう。

### 【基本理念】

- (1) 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。
- (2) こどもの最善の利益が最優先される。
- (3) 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- (4) こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される。

## こどもの権利

### 【安心して生きる権利】

こどもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 生命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) いかなる理由によっても差別されず、不当な扱いを受けないこと。

### 【心身ともに豊かに育つ権利】

こどもは、心身ともに豊かに育つ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。

### 【自分を守り、守られる権利】

こどもは、自分を守り、守られる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに相談でき、適切な支援を受けられること。

### 【意見表明及び参加する権利】

こどもは、意見表明及び参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間を集い、又は仲間と活動すること。

## 関係者の責務

### 【市の責務】

- 1 市は、こどもの権利を尊重し、その権利を保障する責任を負う。
- 2 市は、こどもが健やかに成長できるよう、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の支援に努めなければならない。

### 【保護者の責務】

保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる環境を提供するよう努めるものとする。

### 【地域住民等の責務】

- 1 地域住民等は、こどもの人間性が地域との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。
- 2 地域住民等は、こどもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

### 【施設関係者の責務】

施設関係者は、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、こどもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めるものとする。

## こどもの権利保障のための取組

### 【こどもの権利に関する普及及び啓発】

- 1 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければならない。
- 2 こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、11月20日を鴻巣市こどもの権利の日とする。
- 3 市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、第1条に規定する目的に合致する事業を実施するものとする。



### パブリックコメント後修正案

### 【こどもの権利に関する普及及び啓発】

- 1 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるとともに、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等と一体となって普及及び啓発に努めるものとする。
- 2 こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、11月20日を鴻巣市こどもの権利の日とする。
- 3 市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、第1条に規定する目的に合致する事業を実施するものとする。

### 【こどもの居場所の確保】

市、地域住民等及び施設関係者は、こどもが年齢及び発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めるものとする。

### 【困窮等の状況にあるこどもへの支援】

- 1 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがあるこどもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めなければならない。
- 2 市は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身健やかな成長及び自立が図られるよう支援を行うとともに、こどもの権利及び利益が最大限尊重されるよう努めなければならない。

### 【虐待及び体罰の防止】

- 1 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の規定に基づき虐待及び体罰の防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 保護者及び施設関係者は、虐待及び体罰を行ってはならない。

### 【いじめの防止】

市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の規定に基づきいじめの防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。

### 【こどもの虐待、いじめ及び体罰の通報】

こども、保護者、地域住民等及び施設関係者は、こどもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関に通報しなければならない。

### 【こどもの権利侵害からの救済】

- 1 市は、こどもの権利侵害の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、こどもの特性及び権利侵害に応じた適切な救済を行うものとする。
- 2 市は、こどもの権利侵害を行った者に対し、面会、相談、指導その他必要な措置を行い、再発防止に努めなければならない。

### 【相談窓口の設置】

市は、こどもや保護者が権利侵害に関する相談を行うための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

# こうのすし けんりじょうれい あん 鴻巣市こどもの権利条例（案）のポイント

## けんり 【こどもの権利とは】

すべての人が生まれたときから持つ  
ている大切なルールの人権をこども  
も持っています。

## ていぎ いみ 【定義（ことばの意味）】

こども 生まれてからおとなになる  
までの間で、心と身体が  
成長途中の人

## じょうれい もくてき めざ 【条例の目的（目指すもの）】

こどもの権利を守ることに  
ついて必要なことを決めて、みんながこ  
どもの権利についてよく知り、こども  
が幸せに成長できるようにするこ  
とを目的としています。

# 【<sup>こうのすし</sup>鴻巣市<sup>けんりじょうれい</sup>こどもの<sup>あん</sup>権利<sup>きほんりねん</sup>条例<sup>たいせつ</sup>（案）<sup>かんが</sup>の基本理念<sup>かんが</sup>（大切に<sup>たいせつ</sup>する<sup>かんが</sup>考<sup>かんが</sup>え）】

- (1) <sup>りゆう</sup>すべてのこどもは、どんな理由でも**いじめられたり、**  
<sup>さべつ</sup>**差別**されたりしなく、<sup>たいせつ</sup>みんなに**大切な**<sup>けんり</sup>権利が**まも**守られる。
- (2) <sup>しあわ</sup>こどもの**幸** <sup>いちばんたいせつ</sup>せが**一番大切**にされる。
- (3) <sup>いのち</sup>すべてのこどもの**命** <sup>まも</sup>は**守られて、** <sup>げんき</sup>**元気に** <sup>そだ</sup>**育つ**ために、  
<sup>びょういん</sup>病院や<sup>がっこう</sup>学校、<sup>せいかつ</sup>生活の**サポ**ートが**う**受けられる。
- (4) <sup>じぶん</sup>こどもは**自分の** <sup>かんが</sup>**考**えを**い**言**う**ことができ、<sup>かんが</sup>その**考**えは**たいせつ**大切にされる。



## 令和6年度鴻巣市こどもの権利条例（案）に対する意見募集結果

### 1 意見公募期間

令和6年12月6日から令和7年1月5日まで

### 2 意見の提出件数等

提出者数 2人

提出意見数 4件

内訳

ファクシミリ 3件

電子メール 1件

### 3 提出された意見の要旨と市の考え方

No.	分野別 分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
1	条例 (案) のポイント	基本理念（1）について「差別されたりしなく、みんなに大切な…」を「差別されたりすることなく、みんなの大切な…」にする方が子どもたちに分かりやすくなり、良いと思う。	条例制定後には子どもにも分かりやすい表現となるよう、こどもの権利条例の「やさしい版」を作成する予定です。その際に参考とさせていただきます。
2	こどもの 権利	以下内容を盛り込むのが良いと思う。 「児童の権利に関する条約や鴻巣市こどもの権利条例によらず、より良いものがある場合は、これに縛られることなく、より良いものを使う権利を有する。」	本条例については、児童の権利に関する条約に基づいた内容としており、法律により制限されているものを除き、子どもに制限を課すものではありません。ついては、改めて「条例に縛られることなく、より良いものを使う権利」を明記する予定はありません。

No.	分野別 分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
3	こどもの 権利	<p>以下内容を盛り込むのが良いと思う。</p> <p>「こどもは、この権利が自分たちにあることを知ることができ、おとなはそのことを正しく伝えることに努めなければならない。」</p>	<p>こどもの権利保障のための取組として、【こどもの権利に関する普及及び啓発】にこどものみならず、保護者や関係者等への普及及び啓発に努める旨を記載しています。また、その具体的な手法の一つとして、「鴻巣市こどもの権利の日」を設けること及び関連事業の実施することを記載しています。その上で、いただいたご意見にある「おとながこどもに対して、正しく権利について伝えることに努める」趣旨の文言を追記します。</p>
4	こどもの 権利保障の ための 取組	<p>こどもの権利侵害からの救済の第2項に以下内容を加えると良いと思う。</p> <p>「また、第三者による機関を設け、それによる関係者等への調査を行い、必要により指導その他を実施し、これを公にし、こどもの権利が守られるよう努めなければならない。」</p>	<p>現在、こどもの権利侵害からの救済としてはそれぞれの事案に応じた機関により必要な措置を行っている状況です。一例として、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関の連携、要保護児童対策地域協議会による要保護児童等への支援など、分野ごとに専門家や第三者と連携した取組を行っています。また、人権擁護全般として、こどもも対象に含む、人権擁護委員による相談受付を行っています。以上のことから、現時点では、こどもの権利侵害全般に対応する第三者機関を設ける予定はありませんが、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

※同様の意見を集約することにより、提出意見数と一致しない場合があります

## 基本的な考え方

### 【目的】

この条例は、こどもの権利及びその保障について必要な事項を定めることにより、こどもの権利に対する理解を深め、かつ、こどもの健やかな成長を支援することを目的とする。

### 【定義】

- (1) こども 新生児期、乳幼児期、学童期、思春期及び青年期のもので、心身の発達の過程にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいう。
- (3) 地域住民等 地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している個人若しくは団体をいう。
- (4) 施設 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他のこどもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。
- (5) ヤングケアラー 本来大人が担うと想定される家事、家族の世話等を日常的に行っているこどもをいう。

### 【基本理念】

- (1) 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。
- (2) こどもの最善の利益が最優先される。
- (3) 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- (4) こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される。

## こどもの権利

### 【安心して生きる権利】

こどもは、安心して生きる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 生命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) いかなる理由によっても差別されず、不当な扱いを受けないこと。

### 【心身ともに豊かに育つ権利】

こどもは、心身ともに豊かに育つ権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。

### 【自分を守り、守られる権利】

こどもは、自分を守り、守られる権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに相談でき、適切な支援を受けられること。

### 【意見表明及び参加する権利】

こどもは、意見表明及び参加する権利を有し、次の事項が保障される。

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間を集い、又は仲間と活動すること。

## 関係者の責務

### 【市の責務】

- 1 市は、こどもの権利を尊重し、その権利を保障する責任を負う。
- 2 市は、こどもが健やかに成長できるよう、こども、保護者、地域住民等及び施設関係者の支援に努めなければならない。

### 【保護者の責務】

保護者は、こどもの権利を尊重し、こどもが健やかに成長できる環境を提供するよう努めるものとする。

### 【地域住民等の責務】

- 1 地域住民等は、こどもの人間性が地域との関わりの中で育まれることを認識し、こどもの健やかな成長を支援するよう努めるものとする。
- 2 地域住民等は、こどもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

### 【施設関係者の責務】

施設関係者は、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、こどもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めるものとする。

## こどもの権利保障のための取組

### 【こどもの権利に関する普及及び啓発】

- 1 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければならない。
- 2 こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、11月20日を鴻巣市こどもの権利の日とする。
- 3 市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、第1条に規定する目的に合致する事業を実施するものとする。



### パブリックコメント後修正案

### 【こどもの権利に関する普及及び啓発】

- 1 市は、こどもの権利に関して、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるとともに、こども、保護者、施設関係者及び地域住民等と一体となって普及及び啓発に努めるものとする。
- 2 こどもの権利について、こども、保護者、地域住民等の理解を深めることを目的として、11月20日を鴻巣市こどもの権利の日とする。
- 3 市は、鴻巣市こどもの権利の日に合わせて、第1条に規定する目的に合致する事業を実施するものとする。

### 【こどもの居場所の確保】

市、地域住民等及び施設関係者は、こどもが年齢及び発達に応じて、安心して過ごすことのできる居場所の確保に努めるものとする。

### 【困窮等の状況にあるこどもへの支援】

- 1 市は、家庭の困窮のため教育を受ける機会を失うおそれがあるこどもに対しては、教育を受ける機会の均等を図るため、支援に努めなければならない。
- 2 市は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身健やかな成長及び自立が図られるよう支援を行うとともに、こどもの権利及び利益が最大限尊重されるよう努めなければならない。

### 【虐待及び体罰の防止】

- 1 市は、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）の規定に基づき虐待及び体罰の防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。
- 2 保護者及び施設関係者は、虐待及び体罰を行ってはならない。

### 【いじめの防止】

市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）の規定に基づきいじめの防止並びに早期発見のための対策を講じるよう努めなければならない。

### 【こどもの虐待、いじめ及び体罰の通報】

こども、保護者、地域住民等及び施設関係者は、こどもの虐待、いじめ及び体罰に関する情報を得たときは、速やかに関係機関に通報しなければならない。

### 【こどもの権利侵害からの救済】

- 1 市は、こどもの権利侵害の通報を受け、又は発見したときは、速やかに対応するとともに、こどもの特性及び権利侵害に応じた適切な救済を行うものとする。
- 2 市は、こどもの権利侵害を行った者に対し、面会、相談、指導その他必要な措置を行い、再発防止に努めなければならない。

### 【相談窓口の設置】

市は、こどもや保護者が権利侵害に関する相談を行うための窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するものとする。

# こうのすし けんりじょうれい あん 鴻巣市こどもの権利条例（案）のポイント

## けんり 【こどもの権利とは】

すべての人が生まれたときから持つ  
ている大切なルールの人権をこども  
も持っています。

## ていぎ いみ 【定義（ことばの意味）】

こども 生まれてからおとなになる  
までの間で、心と身体が  
成長途中の人

## じょうれい もくてき めざ 【条例の目的（目指すもの）】

こどもの権利を守ることについて  
必要なことを決めて、みんながこど  
もの権利についてよく知り、こども  
が幸せに成長できるようにするこ  
とを目的としています。

# 【<sup>こうのすし</sup>鴻巣市<sup>けんりじょうれい</sup>こどもの<sup>あん</sup>権利<sup>きほんりねん</sup>条例<sup>たいせつ</sup>（案）<sup>かんが</sup>の基本理念<sup>かんが</sup>（大切に<sup>たいせつ</sup>する<sup>かんが</sup>考<sup>かんが</sup>え）】

- (1) <sup>りゆう</sup>すべてのこどもは、どんな理由でも**いじめられたり**、  
<sup>さべつ</sup>**差別**されたりしなく、<sup>たいせつ</sup>みんなに**大切な**<sup>けんり</sup>権利が**まも**守られる。
- (2) <sup>しあわ</sup>こどもの**幸** <sup>いちばんたいせつ</sup>せが**一番大切**にされる。
- (3) <sup>いのち</sup>すべてのこどもの**命** <sup>まも</sup>は**守られて**、<sup>げんき</sup>**元気に** <sup>そだ</sup>**育つ**ために、  
<sup>びょういん</sup>病院や<sup>がっこう</sup>学校、<sup>せいかつ</sup>生活の**サポ**ートが**う**受けられる。
- (4) <sup>じぶん</sup>こどもは**自分の** <sup>かんが</sup>**考**えを**い**言**う**ことができ、<sup>かんが</sup>その**考**えは**たいせつ**大切にされる。



## 令和6年度鴻巣市こどもの権利条例（案）に対する意見募集結果

### 1 意見公募期間

令和6年12月6日から令和7年1月5日まで

### 2 意見の提出件数等

提出者数 2人

提出意見数 4件

内訳

ファクシミリ 3件

電子メール 1件

### 3 提出された意見の要旨と市の考え方

No.	分野別 分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
1	条例 (案) のポイント	基本理念（1）について「差別されたりしなく、みんなに大切な…」を「差別されたりすることなく、みんなの大切な…」にする方が子どもたちに分かりやすくなり、良いと思う。	条例制定後には子どもにも分かりやすい表現となるよう、こどもの権利条例の「やさしい版」を作成する予定です。その際に参考とさせていただきます。
2	こどもの 権利	以下内容を盛り込むのが良いと思う。 「児童の権利に関する条約や鴻巣市こどもの権利条例によらず、より良いものがある場合は、これに縛られることなく、より良いものを使う権利を有する。」	本条例については、児童の権利に関する条約に基づいた内容としており、法律により制限されているものを除き、子どもに制限を課すものではありません。ついては、改めて「条例に縛られることなく、より良いものを使う権利」を明記する予定はありません。

No.	分野別 分類	ご意見要旨	ご意見に対する市の考え方
3	こどもの 権利	<p>以下内容を盛り込むのが良いと思う。</p> <p>「こどもは、この権利が自分たちにあることを知ることができ、おとなはそのことを正しく伝えることに努めなければならない。」</p>	<p>こどもの権利保障のための取組として、【こどもの権利に関する普及及び啓発】にこどものみならず、保護者や関係者等への普及及び啓発に努める旨を記載しています。また、その具体的な手法の一つとして、「鴻巣市こどもの権利の日」を設けること及び関連事業の実施することを記載しています。その上で、いただいたご意見にある「おとながこどもに対して、正しく権利について伝えることに努める」趣旨の文言を追記します。</p>
4	こどもの 権利保障の ための 取組	<p>こどもの権利侵害からの救済の第2項に以下内容を加えると良いと思う。</p> <p>「また、第三者による機関を設け、それによる関係者等への調査を行い、必要により指導その他を実施し、これを公にし、こどもの権利が守られるよう努めなければならない。」</p>	<p>現在、こどもの権利侵害からの救済としてはそれぞれの事案に応じた機関により必要な措置を行っている状況です。一例として、いじめ問題対策連絡協議会による関係機関の連携、要保護児童対策地域協議会による要保護児童等への支援など、分野ごとに専門家や第三者と連携した取組を行っています。また、人権擁護全般として、こどもも対象に含む、人権擁護委員による相談受付を行っています。以上のことから、現時点では、こどもの権利侵害全般に対応する第三者機関を設ける予定はありませんが、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

※同様の意見を集約することにより、提出意見数と一致しない場合があります

## 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定では、市町村長は、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないとされているため、以下の開設予定の施設における利用定員について、鴻巣市こどもまんなか会議の意見を聴取する。

なお、利用定員については、第2期子ども・子育て支援事業計画の確保方策を踏まえたものである。

施設種別	保育所							
名称	鴻巣えほんの森保育園							
設置者	株式会社みんなの未来計画							
所在地	鴻巣市本町2丁目 2296-6, 7							
開所予定年月日	令和7年4月1日							
利用定員(案)	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	1号認定							
	2号認定				12人	12人	12人	36人
	3号認定	3人	10人	11人				24人
	合計	3人	10人	11人	12人	12人	12人	60人
認可定員(参考)	60人							

# 保育施設位置図



- 1 鴻巣保育所 2 馬室保育所 3 生出塚保育所 4 富士見保育所 5 登戸保育所 6 鎌塚保育所  
 7 吹上富士見保育所 8 川里ひまわり保育園 9 寺谷保育園 10 まごやま保育園 11 どんぐり保育園  
 12 ひかりっこ保育園 13 中央たんぼぼ保育園 14 どんぐりっこ保育園 15 ふくろうの森保育園  
 16 エンゼル幼稚園 17 めぐみの木こども園 18 ゆめのはなこども園 19 大芦こども園 20 保育室風の街  
 21 きずなっこ保育園 22 カインド・ナーサリー鴻巣本町園 23 カインド・ナーサリー北鴻巣園  
 24 保育所まなびい 25 ぬくもりのおうち保育北鴻巣園 26 ことね保育園 27 LITTLE ANGEL  
 28 保育所まなびい川里園 29 みらいの木保育園 30 たかいたかい保育園 31 あおぞら保育園  
 32 元気キッズ 33 鴻巣英和こども園 34 なのはな保育園 35 鴻巣えほんの森保育園

別記様式

		担当課	こども応援課
会議の名称	令和6年度第4回鴻巣市こどもまんなか会議		
開催日	令和7年1月15日(水)		
開催時間	10時00分 開会 ・ 11時30分 閉会		
開催場所	鴻巣市役所 大会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 武井利男		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	武井利男(会長) 小林美鈴(副会長) 石田恵子 伊藤ひかり 窪香奈子 久保田泰雄 小松大祐 小池愛 鈴木将浩 高井康孝 直井利充 薮島麻弓 平野康子 二俣一登 山口延之 渡邊吉行 (出席者16名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	清水将之(欠席者1名)		
事務局職員職氏名	こども未来部長 小林宣也 子育て支援課長 高子英江 学校支援副参事 鈴木聡 こども応援課副参事 黒巢弘路 こども応援課主事 篠原峻輔	こども未来部副部長 佐々木晴美 保育課長 矢澤潔 こども応援課長 沼上早苗 こども応援課主任 田村友裕 議会事務局副主査 小林美奈子	
傍聴の可否 (傍聴者数)	可(6)		
会議の内容	令和6年度第4回鴻巣市こどもまんなか会議 議事(1) 鴻巣市こども計画(案)について 【資料33】 (2) 鴻巣市こどもの権利条例(案)について 【資料34】 (3) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について 【資料35】		

	<p><b>【決定事項など】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鴻巣市こども計画における基本理念を「すべてのこども・若者が自分らしく成長できる こどもまんなか・こうのす」に決定。</li> <li>・鴻巣市こどもの権利条例（案）のパブリックコメントを終え、条例の内容を決定。</li> <li>・「鴻巣えほんの森保育園」の設置</li> </ul> <p>◆議事（１）について</p> <p>資料３３に基づき鴻巣市こども計画（案）について説明。こども計画の細かな指標というより、全体の方向性、目標などを審議してもらった。</p> <p><b>【主な質疑応答内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援」で、あがっている指標が「学校・家庭・地域が連携していると思う保護者の割合」となっているが、これが「こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援」の指標として、果たして正しいものなのか       <ul style="list-style-type: none"> <li>→ベースとしては、「総合振興計画」であり、もう少しマッチするものがないか、再度検討させていただく。</li> </ul> </li> <li>・鴻巣市こども計画は、令和11年度までなので、途中で今後見直しを図っていくということでしょうか。       <ul style="list-style-type: none"> <li>→見直しは途中で状況に合わせて行い、中間年で行う予定です。</li> </ul> </li> </ul> <p>◆議事（２）について</p> <p>資料３４に基づき、鴻巣市こどもの権利条例（案）について説明。パブリックコメントで集まった意見の内容と、市の意見を説明。</p> <p><b>【主な質疑応答内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員会に関しては、設置している市町村もある中で、埼玉県で設置しているのであれば、現時点で、鴻巣市で設置する必要は無いと思う。すごくケースが多くなっていくようであれば、また検討していく方向が良いと考える。</li> <li>・こどもの権利条例制定後、この条例を盾にとるこどもたちがでてきて、現場が混乱してしまうのではないかと。       <ul style="list-style-type: none"> <li>→こどもの権利があるから法律違反していいことはありませんし、公序良俗に反しないところが大前提であるかとは思いますが。そういった部分は市としても、伝えていくように工夫していきたいと思っておりますので、参考にさせていただきます。</li> </ul> </li> </ul>
配布資料	<p>資料３３ 鴻巣市こども計画（案）について</p> <p>資料３４ 鴻巣市こどもの権利条例（案）について</p> <p>資料３５ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>差替え資料</p>

注) 会議の内容の欄は、主な意見や質疑内容を交えて概要を記入し、記入事項が多い場合は、別紙に記入するものとする。